

## 野猪等防護柵設置事業について

猪・シカなどの有害鳥獣から農作物を守るため、田畑の周りにワイヤーメッシュ・トタン・電柵・網などの防護柵を設置する場合、補助金を交付します。

なお、事業内容及び補助率については下記のとおりです。

	内容・補助率	
一般防止対策事業	原則として受益戸数3戸以上及び200m以上施工	1,000円/m又は原材料費のいずれか低い額の
修繕・更新事業	設置から5年以上が経過し、和気町野猪等有害鳥獣防護柵設置事業補助金を活用して設置した防護柵の修繕	1/2
有害鳥獣等防止事業	有害鳥獣等防除器設置に要する経費	原材料費の1/2以内。ただし、1万円を上限とする。

※一般防止対策事業については、過去5年間交付を受けていない地番に限る。

ただし、既存の柵に追加で施工する場合については、この限りではありません。

### ●手続きの流れ

(1) 材料費等の見積書を添付した事業計画書と申請書を提出

※担当部署との事前協議が必要です。

(2) 防護柵設置後、納品書・領収書等を添付した実績報告書を提出

(3) 職員による現地確認後、補助金請求書を提出していただき補助金を交付

※より詳細な要件等がございますので、申請される前に担当部署へお問い合わせください。

担当 本庁舎産業振興課 ☎93-1126

佐伯庁舎総務事業課 ☎88-1104